

第 14 回

芽室町農業委員会総会議事録

令和 6 年 8 月 2 9 日 開会

芽室町農業委員会

●日時

令和 6年 8月29日(木) 10時30分～11時19分

●場所

芽室町役場 地下 会議室5・6

●議事日程

日程第1	議事録署名委員の指名
日程第2	報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件
日程第3	報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件
日程第4	報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件
日程第5	議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件
日程第6	議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件
日程第7	議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件
日程第8	議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件
日程第9	議案第5号 農業経営基盤強化促進法法等の一部を改正する法律(令和4年法律第56号)附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件
日程第10	議案第6号 現況証明願いの件

●出席委員

1番 島部 亨	2番 平林 浩哉	3番 中捨 雅裕	4番 嶋崎 敏文
5番 野澤 修治	6番 盛田 義政	7番 山川 直孝	8番 小林 幸雄
9番 土屋 克彦	11番 珠玖 春美	12番 鳥本 和則	13番 高橋 仁
14番 栗野 秀明	16番 道下 勇治	17番 横溝 勲	

●欠席委員

10番 松久 和明

●委員会に参加した者

事務局長 藤野 元成	事務局次長(兼)農地振興係長 土田 雅敏
農地振興係主事 佐伯 雛	

●議事録署名委員

14番 栗野 秀明 16番 道下 勇治

●傍聴人

1名

(10時30分 開会)

●日程第1 議事録署名委員の指名

○議長（島部会長） 日程第1 議事録署名委員の指名を行います。それでは、芽室町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員に、14番 栗野委員、16番 道下委員を指名します。以上で日程第1を終わります。

●日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第2 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件を議題といたします。それでは番号1番から番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 報告第1号 農地法第3条の3第1項の規定による届出報告の件。次の者から農地法第3条の3第1項の規定による届出を受理したので報告する。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東芽室南2線、公簿・現況地目とも畑、面積32,428㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

【番号2番】土地の所在は、芽室町東芽室南5線外合計14筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積99,580㎡です。本申請は、相続による所有権移転のため、届出されたものです。

○議長（島部会長） ただ今の報告第1号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

●日程第3 報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第3 報告第2号 農地等一時転用許可に係る復元状況調査報告の件を議題とします。それでは、平林現地調査委員長より復元状況調査の結果について報告をお願いします。

○2番（平林委員） 2番平林です。農地等一時転用許可に係る復元状況調査の件。先に許可されました一時転用について、期間満了もしくは事業完了に伴い、復元状況の現地調査を実施したので報告する。8月20日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、盛田委員、山川委員、高橋委員、そして私平林、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より調査内容の説明を受け、担当委員から補足説明があった後、現地調査を行いました。調査の結果、番号1番、番号2番の砂利採取及び基盤整備について、農地として復元できていることを確認しました。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、平林現地調査委員長より報告がありました報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

●日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件

○議長（島部会長） 次に、日程第4 報告第3号 農地等移動適正化あっせん報告の件を議題といたします。

○議長（島部会長） それでは、鳥本あっせん委員長より、あっせんの結果について報告をお願いします。

○12番（鳥本委員） 12番鳥本です。農地等移動適正化あっせん報告の件。農業委員会等に関する法律第6条第2項の規定に基づく農地等移動適正化あっせんの結果について報告する。8月21日にあっせん委員会を開催しました。あっせん委員に、嶋崎委員、野澤委員、山川委員、栗野委員、そして私鳥本、事務局から藤野局長、土田次長が出席しています。当日は、13時30分より役場庁舎2階会議室7において、事前の協議会を開催し、申出状況等の説明を受けました。その後、現地調査を行い、15時30分よりあっせん委員会を開催しました。あっせんの結果、番号1番、番号2番は売買でのあっせん成立、番号3番、番号4番、番号5番、番号6番、番号7番は賃貸借でのあっせん成立となりました。あっせん内容の詳細については、総会議案をご覧ください。

○議長（島部会長） ただ今、鳥本あっせん委員長より説明のありました報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

●日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件

○議長（島部会長） 次に、日程第5 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件を議題といたします。

○議長（島部会長） 最初に、番号1番についてですが、小林委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、小林委員は、議事参与が制限されることとなります。小林委員には、議事終了まで退出をお願いします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

10時38分 休憩

【小林委員退室】

10時38分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書の審査の件。次の者

から農地法第18条第6項の規定による通知書の提出があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積60,592㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日、土地の引渡しの時期は令和6年7月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号1番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） ここで暫時休憩といたします。

10時40分 休憩

【小林委員入室】

10時40分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号2番】土地の所在は、芽室町美生3線、公簿・現況地目とも畑、面積24,829㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知されたもので、合意解約の成立日、土地の引渡しの時期は令和6年7月25日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号2番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田）

【番号3番】土地の所在は、芽室町東芽室南5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積39,817㎡です。賃貸借の合意解約があり、農地法第18条第6項の規定により通知された

もので、合意解約の成立日は令和6年7月22日、土地の引渡しの時期は令和6年7月31日となっております。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありますか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について通知書のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものとの認め、番号3番につきましては、原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で、議案第1号を終わります。

●日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件

○議長（島部会長） 次に、日程第6 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件を議題とします。

○議長（島部会長） 最初に、番号1番についてですが、小林委員本人に関する案件でございます。農業委員会に関する法律第31条の規定により、小林委員は、議事参与が制限されることとなります。小林委員には、議事終了まで退出をお願いします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

10時43分 休憩

【小林委員退室】

10時43分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第3条の規定による許可の件。次の者から農地法第3条の規定による許可申請があったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町東芽室南1線外合計6筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積60,592㎡です。本申請は、売買となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 土屋委員より現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○9番（土屋委員） 9番土屋です。8月11日に現地調査等を行いました。申請地は、町から3km程の平坦な農地です。譲受人は、就農してから35年経過しており、堅実な経営を行っているため、問題のない案件と思われま。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） ここで、暫時休憩といたします。

10時46分 休憩

【小林委員退室】

10時46分 再開

○議長（島部会長） 休憩をとり、会議を再開します。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号2番】土地の所在は、芽室町栄5線外合計4筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積172,484㎡です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 山川委員より現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○7番（山川委員） 7番山川です。本申請は、親から子への贈与で、申請地は、栄5線8号から11号にかけての農地です。譲受人は、営農歴43年であり、実績のある農業者で、親から子への権利移動のため、問題のない案件と思われま。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号2番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号2番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号2番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号3番】土地の所在は、芽室町坂の上8線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積131,586㎡です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 山川委員より現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○7番（山川委員） 7番山川です。本申請は、親から子への贈与で、申請地は、旧JA坂の上店から東へ約1km、栄8線8号の農地です。譲受人は、営農歴48年であり、堅実な経営者であり、親から子への権利移動のため、問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号3番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号3番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号4番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号4番】土地の所在は、芽室町伏美15線外合計18筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積201,940㎡です。本申請は、贈与となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 栗野委員より現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○14番（栗野委員） 14番栗野です。本申請は、親から子への贈与です。譲渡人と譲受人は家族で酪農を営んでおり、譲受人は35年間、後継者として酪農業に従事しています。地域的にも人望があり、周辺地域からの理解も得ているため問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号4番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号4番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号5番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 【番号5番】土地の所在は、芽室町美生3線、公簿・現況地目とも畑、面積24,829㎡です。本申請は、賃貸借となります。また、調査票の農地法第3条第2項各号について、許可相当と判断されたため、許可を求めるものです。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 盛田委員より現地調査の結果及び補足説明をいたします。

○6番（盛田委員） 6番盛田です。先日、現地調査を行いました。申請地は、美生市街地より西へ500m程入った農地です。譲受人は15年営農されており、申請地の隣接地も耕作しています。また、周辺地域からの理解も得ているため問題のない案件と思われます。

○議長（島部会長） これより質疑を行います。番号5番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号5番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号5番について、原案のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第2号を終わります。

●日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件

○議長（島部会長） 次に、日程第7 議案第3号 農地法第5条の規定による意見聴取の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第2号 農地法第5条の規定による意見聴取の件。次の者から農地法第5条の規定による許可申請があったので審議を求めます。

【番号1番】土地の所在は、芽室町北芽室北3線外合計8筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積24,530㎡です。本申請は、砂利採取及び基盤整備のための一時転用です。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 私の方より現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○1番（島部会長） 1番島部です。8月17日に現地調査を行い、本人から話を伺いました。本申請は、河川用地の払い下げを受け、基盤整備のため、申請したものです。また、周辺でも砂利採取を行っており、周辺地域からの理解もあることから、問題のない案件と思われれます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、原案のとおり決定いたします。なお、番号1番につきましても、北海道農業会議に意見聴取し、北海道農業会議から「許可相当」の回答があり、準備が整いしだい、芽室町農業委員会会長専決規程第2条第4号の規定により許可書を交付することとします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第3号を終わります。

●日程第8 議案4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件

○議長（島部会長） 次に、日程第8 議案第4号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件を議題といたします。それでは、番号1番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第3号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見書提出の件。農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第1項の規定により、芽室町より意見を求められ

た次の農業振興地域整備計画の変更について、審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町新生南11線、公簿・現況地目とも畑、面積740.45㎡です。哺育育成牛舎等の設置をするための転用であり、それに伴い、農地から農業用施設用地へ変更するものです。この議案は、町の振興計画の変更に対する意見書に関するものですが、今回の該当地に隣接する南側の土地に関し、平成30年7月30日付けで農地転用の許可を行っています。事業概要は、従業員休憩所の新築及び駐車場の設置で面積は、1,420㎡でありました。平成30年6月29日付けで、町の農振計画についても農業用施設用地に用途変更されています。その後、計画された事業については、敷地内の農地以外の場所で実施され、当時の許可地については、そのままの状態となっております。今回、その土地を含め、2,160㎡について、改めて農地転用を計画されています。2,160㎡のうち、1,420㎡は既に農業用施設用地とされていたことから、新たに約740㎡の用途変更となり、今回の議案となったものです。なお、事業者からは、町と町農委に対し、経過、反省を含め顛末書の提出があったものです。このあとご審議いただくこととなりますが、担当の農業委員からは、今回の事業の全体計画について説明があろうかと思えます。

○議長（島部会長） ただいまの事務局の説明に関連して、担当委員であります 嶋崎委員から現地調査の結果及び補足説明をお願いします。

○4番（嶋崎委員） 4番嶋崎です。先日、現地調査を行いました。申請地は、申出者の農場入口すぐの農地です。子牛の飼育用牛舎を設置するための転用となっております。規模拡大に伴い、現状の簡易的施設では手狭で困難のため、新たに設置が必要となったものです。近隣への影響もないことから、特に問題のない案件と思われまます。

○議長（島部会長） これより質疑に入ります。番号1番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて採決を行います。番号1番について、申出のとおり承認することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） 異議なしと認め、番号1番について、異議のない旨決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第4号を終わります。

●日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件

○議長（島部会長） 次に、日程第9 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件を議題とします。それでは、整理番号26番から整理番号35番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（土田） 議案第5号 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定による農用地利用集積計画決定の件。農業経営基盤強化促進法等

の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条の規定により、芽室町より決定を求められた次の農用地利用集積計画について、議決を求める。

【整理番号26番】土地の所在は、芽室町北伏古南6線、公簿・現況地目とも畑、面積7,589㎡を売買するものです。

【整理番号27番】土地の所在は、芽室町北伏古南6線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積13,382㎡を売買するものです。

【整理番号28番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積66,544㎡を賃貸借するものです。

【整理番号29番】土地の所在は、芽室町坂の上9線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積44,209㎡を賃貸借するものです。

【整理番号30番】土地の所在は、芽室町坂の上10線、公簿・現況地目とも畑、面積49,373㎡を賃貸借するものです。

【整理番号31番】土地の所在は、芽室町坂の上10線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積25,300㎡を賃貸借するものです。

【整理番号32番】土地の所在は、芽室町坂の上10線外合計3筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積50,517㎡を賃貸借するものです。

【整理番号33番】土地の所在は、芽室町新朝日、公簿・現況地目とも畑、面積48,993㎡を売買するものです。

【整理番号34番】土地の所在は、芽室町北芽室北2線外合計20筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積81,386㎡を売買するものです。

【整理番号35番】土地の所在は、芽室町芽室南5線外合計2筆、公簿・現況地目とも畑、合計面積44,974㎡を売買するものです。

○議長（島部会長） これより、質疑を行います。整理番号26番から整理番号35番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、整理番号26番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号26番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号27番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号27番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号28番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号28番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号29番について、原案のとおり決定することにご異議あり

ませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号29番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号30番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号30番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号31番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号31番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号32番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号32番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号33番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号33番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号34番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号34番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 次に、整理番号35番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、整理番号35番については原案のとおり決定します。

○議長（島部会長） 以上で議案第5号を終わります。

●日程第10 議案第6号 現況証明願いの件

○議長（島部会長） 次に、日程第10 議案第6号 現況証明願いの件を議題とします。それでは、番号1番から番号3番について、事務局より議案の説明をお願いします。

○事務局（佐伯） 議案第6号 現況証明願いの件。次の者から現況証明願いがあったので審議を求める。

【番号1番】土地の所在は、芽室町栄5線、公簿地目は畑、面積は1,024㎡です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号2番】土地の所在は、芽室町中美生3線、公募地目は畑、面積は2,927㎡です。本申

請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

【番号3番】土地の所在は、芽室町中美生4線、公募地目は畑、面積は399㎡です。本申請は、所有者から登記地目変更のため申請されたものです。詳細については、議案書をご覧ください。

○議長（島部会長） 次に、平林現地調査委員長から現地調査の結果を報告願います。

○2番（平林委員） 2番平林です。8月20日の13時30分より役場庁舎2階会議室8で現地調査委員会を開催しました。現地調査委員は、盛田委員、山川委員、高橋委員、そして私平林、事務局から藤野局長、佐伯主事が出席しています。当日は、事務局より願い出の概要、担当委員からの補足説明があった後、現地調査を行いました。現地調査の結果、番号1番から番号3番について、「農地・採草放牧地以外」と判断しましたので報告します。

○議長（島部会長） これより、質疑に入ります。番号1番から番号3番について、ご意見・ご質問はありませんか。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） 以上で質疑を終わります。続いて、番号順に採決を行います。はじめに、番号1番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号1番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号2番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号2番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 次に、番号3番について、現地調査委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【異議なし・・・との声】

○議長（島部会長） ないものと認め、番号3番について、申出のとおり決定いたします。

○議長（島部会長） 以上で、議案第6号を終わります。

○議長（島部会長） 以上をもちまして、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

【なし・・・との声】

○議長（島部会長） よろしいでしょうか。それでは以上をもちまして、第14回芽室町農業委員会総会を閉会いたします。

（11時19分 閉会）

以上、農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名する。

令和 6年 8月 29日

議 長（農業委員会会長）

会 議 録 署 名 委 員

会 議 録 署 名 委 員